

令和2年~~4月13日~~^{6月17日}判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官 濱岡伸

平成30年(ワ)第399号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年2月20日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 三 好 雅 子

同 指 定 代 理 人 平 田 圭 寿 夫

飯 出 元 夫

梨 本 博 之

杉 山 輝 濟

井 上 地 哉

小 黒 大 地

杉 谷 達 哉

本 坂 淳 子

N-1th

主 文

- 1 本件訴えのうち、金銭支払請求以外の請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。

(原告は、今回は総額100兆円の一部請求であるとする。)

- 2 法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、原告からの電話に対応した法務省職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に原告に損害を加えた等と主張して、被告に対し、上記損害の一部である10万円の支払を求めるとともに、国際連合（以下「国連」という。）が原告からの通報を無視したこと（条約違反）につき、国連に抗議すべきこと等を被告（法務省）に命ずることを求める事案である。

なお、原告は、本件第3回口頭弁論期日において、被告の令和2年1月17日付け準備書面に関する被告指定代理人らの行為を「不法行為の基礎事実」に追加し（別紙N準備書面(1)の第8参照）、上記行為につき、請求の根拠となる法令は従前の請求と同一であり、従前の請求に係る行為と一体として違法な行為であり、これらの行為によって原告に総額100兆円の損害を生じた旨主張し、被告は、この請求又は請求の原因の追加的変更を不当である旨申し立てている。

2 当事者の主張

(原告の主張)

- (1) 別紙訴状N（第1の部分を除く。）、訴状N補足説明書及びN準備書面(1)記載のとおり。
- (2) 前記第1の2の請求に係る訴えは適法である。
- (3) 別紙N準備書面(1)の第8の「不法行為の基礎事実」中3の事実は、請求の原因を追加しただけであり、請求（訴訟物）は同一である。

(被告の主張)

(1) 本案前の主張

前記第1の2の請求に係る訴えは、善解すれば、国連が原告に対してした

とされる条約違反による人権侵害について、法務省が、日本国として、何らかの団体又は個人に対し、何らかの抗議をし、何らかの是正措置（作為）をとるべきことを求める給付訴訟と解される。

上記訴えは、抗議すべき対象が特定されていないばかりか、抗議内容も特定されていない上、「必要な是正措置」についても、いかなる相手にいかなる行為をするのか不明であり、請求が特定されていないことは明らかであるから、不適法であり、却下されるべきである。

(2) 本案の主張

ア 原告は、原告が法務省各部署に対し国連に抗議するよう求めたにもかかわらず、法務省各部署がこれに応じなかったことが、国家賠償法上の違法行為を構成すると主張するようである。しかし、法務省各部署に対し、国連に抗議すること等を義務付ける法的根拠等は存在せず、同法上の違法行為と評価される前提としての作為義務が存在しないから、原告の主張する電話でのやりとりの存否にかかわらず、原告の主張は失当である。

イ 原告は、法務省各部署の担当者の電話対応についても、国家賠償法上の違法行為を構成すると主張するようである。原告が違法と主張する電話対応の具体的内容は必ずしも判然としないものの、原告の主張する法務省各部署の担当者の電話対応を前提としたとしても、法務省各部署の担当者が原告の求めに応じて国連に抗議すること等を義務付ける法的根拠が存在しないことは、上記アのとおりであり、その他法務省各部署の担当者の電話対応が違法であることを基礎付ける根拠はない。

(3) 訴えの変更の許否に関する主張

別紙N準備書面(1)の第8の「不法行為の基礎事実」中3の事実は、従前の請求と請求の基礎に同一性がなく、追加は許されるべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の主張について

前記第1の2の請求はそもそも法的根拠が明らかではないが、これを給付の訴えとみても、何らかの義務付けの訴えとみても、給付又は義務の内容が特定されていないから、不適法である。

2 本案の主張について

(1) 公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁判所昭和53年(オ)第1240号昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁判所昭和61年(オ)第1152号平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁，最高裁判所平成13年(行ツ)第82号，第83号，同年(行ヒ)第76号，第77号平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照）。

(2) これを本件についてみると、証拠（甲9の1・2）によれば、原告と法務省大臣官房秘書課広報室の職員との間で、平成30年9月6日午前11時4分頃、おおむね原告の主張するような電話によるやりとり（別紙訴状N補足説明書「個別不法行為（実行行為）」1の事実）があったことが、証拠（甲10の1・2）によれば、原告と法務省人権擁護局の職員との間で、同日午前11時10分頃、おおむね原告の主張するような電話によるやりとり（同2の事実）があったことが、それぞれ認められる。

しかし、本件全証拠を総合しても、上記各職員が虚偽の理由を用いて原告を他の機関に誘導したと評価することはできない。また、法務省秘書課広報室の所掌事務（法務省組織規則1条4項）及び人権擁護局の所掌事務（法務省組織令8条）並びに原告が上記各職員に求めた内容を総合すれば、上記各職員が原告の説明の途中で一方的に通話を断ったことについて、上記各職員が原告に対して負担する職務上の法的義務に違反したと評価することはできない。なお、上記各職員の電話対応の内容を詳細に検討しても、社会的に許

容される範囲を逸脱した点があったとは認められない。

原告が上記各職員の行為の違法を基礎付けるものとして主張する法務省の作為義務は、原告独自の見解に基づくものといわざるを得ず、**採用することができない**。

原告の主張する「**包囲網**」（原告は、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかった原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在を「包囲網」と主張するものと解される。）についても、本件全証拠を総合しても、**その存在を認めることができない**。

- (3) そうすると、別紙N準備書面(1)の第8の「不法行為の基礎事実」中1及び2の各事実につき、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Nの第2の部分参照）についても**理由がない**ことは明らかである。

3 訴えの変更の許否について

別紙N準備書面(1)の第8の「不法行為の基礎事実」中1の事実は法務省大臣官房秘書課広報室の職員がした原告との電話対応を内容とするものであり、同2の事実は同省人権擁護局の職員がした原告との電話対応を内容とするものである。これに対し、同3の事実は本件訴えにおける被告指定代理人である前橋地方法務局訟務部門、法務省大臣官房秘書課及び同省人権擁護局調査救済課の各職員の訴訟代理行為を内容とするものであり、同1及び2の各事実と同3の事実とは、請求の基礎を異にするというべきであるから、被告の民事訴訟法143条4項の申立ては理由がある。

したがって、同3の事実の追加を許さない。

4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、前記第1の2の請求（金銭支払請求以外の請求）に係る訴えは**不適法**であるから、これを却下し、原告のその余の請求は

いずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行 

訴状N

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し10万円を支払え
- 2 法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

法務省広報室・被疑者不詳1と法務省人権擁護局・被疑者不詳2は、後述のように、虚偽もしくは事実を否定する発言を行い、また信義則違反の不当な対応を行って、私の申出による適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。よって、

- ①日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項または、
 - ②国家賠償法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、
 - ③民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

法務省の違法性

被疑者らが行為の不当性を演出して包囲網の威力を示して私の生命を脅迫したこと
包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。つまりその無言の脅迫の意図は「発覚する前に我々の誰かが必ずお前を殺すから、人間扱いする必要など無い」ということです。

これらは同時に事件性の隠蔽による適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、申出に基く適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより職務上の故意または過失として民法709条の一般不法行為に当たります。

法務省広報室・被疑者不詳1について(甲9)

①「法務省では国連への通報には関知しない、国連に聞け」というのは国家責任を無視しており、根拠の無い虚偽の発言であり、それによる受付拒否です。

また抗議しているのに名前を訊ねても名乗らず、上司への交代を拒否したことも信義則違反です。

②通話の途中で一方的に電話を切ったこと

これらはいずれも信義則違反による不法行為であり、職務上の故意または過失による不法行為であり適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

法務省人権擁護局・被疑者不詳2について(甲10)

①「法務省では国連への通報には関知しない、国連に聞け」というのは国家責任を無視しており、根拠の無い虚偽の発言であり、それによる受付拒否です。

また抗議しているのに名前を尋ねても名乗らず、国としての対応を求めるので責任ある立場の人に代われ、と要請したのに「担当は私である」と言い張り無視したことは職権濫用です。

私は公開された三つの連絡方法を全て取ったがいずれも無視されており、手は尽くしたのでこれ以上の打開策が無いことや、全てが届いていないことはありえないので国連の恣意的な無視による人権侵害である可能性が極めて高いことは、はっきり伝えました。

数字では主張していませんが確率99%で人権侵害だと思います。

つまり、国連による人権侵害であることはほぼ確定的状況ではあるが、私としては確定させる方法が無いので国としての対応を求めるしかないということです。

内容的に人権侵害の話であることは疑いが無く、したがって人権擁護局の関与は不可避のはずです。

また、国連の違法性を国として判断するのは法務省であることも異論は無いと思います。

或いは国際司法に委ねるべき話かもしれませんが、それを判断するのも法務省だと思います。

いずれにせよ法務省が関与すべき問題です。

ですから「国連への通報については法務省では関知しない」などと言えるはずはありません。

また、被疑者不詳2は2018年8月下旬に電話した時には外務省に誘導し、今度は国連広報に誘導していますから、いずれも責任転嫁であり私に必要な無いことをさせています。

②通話の途中で一方的に電話を切ったこと

私が通話を録音していることを告げたとたん、録音を許可していないことを理由に切りましたが、たとえ許可していないにせよ、一方的に電話を切る正当な理由にはならないと思います。

「顧客サービス向上の為、この通話は録音させていただきます」とする一般企業が多い中で、時代錯誤でかつ不審な対応だと思います。

これらはいずれも社会通念上の信義則違反であり、職務上の故意または過失による不法行為であり適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

国連の違法性

三つの連絡方法による通報や確認を全て無視したこと(甲2,甲3,甲5,甲7)

恣意性①到着段階での申出人への通知は世界的な常識であること(1/100)

何も通知が無ければ被害者が不安になるのは当然です。

「あなたの communication を受取りました。これから審査に入ります。」というような到着報告の通知をするのが世界的にも常識だと思います。

恣意性②単なる到着確認依頼を二度も無視していること(1/10000)

特に私の 20180722 e-mail や 20180817 fax は単なる到着確認であり内容を見る必要はありませんので、返事をするのに手間暇はかかりません。

たとえ受取段階の通知が規定されていないとしても、回答を求めているのに無視することは世界的にも信義則違反であり極めて不審です。

これらの状況を踏まえると、恣意的な無視であると断定できると思います。

無視する正当な理由を示さなかった点が、条約違反であり信義則違反による私の適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

私の通報は、ご覧の通り、規定上の記載要件を全て満たしており、特に冒頭で「重大かつ信頼できるレベルで立証された人権侵害のパターン」に当たると考える理由を強調しております。

それにチェックリストには「緊急措置の要請を希望するか?」という項目があることから見て、対応するためには日次で通報を確認しているのは間違いありません。

国連を包囲網と断定することはできないかもしれませんが、世界人権憲章を掲げる機関が、なにゆえ不当に無視するのか、そのありえない対応の恣意性の高さを感じてください。

これらの「違反の性質」と自由権規約の該当条文は被害届 2018 の通りですが、念の為再掲します。

なお、包囲網としての行動であったことが確定すれば()付の条文も該当します。

(・第1条「自決の権利」)

・第2条1「あらゆる差別を受けない権利」

(・第3条「男女同等の権利」)

・第6条「生命に対する固有の権利」

(・第8条2「隷属状態に置かれない権利」 常時監視や職業選択の自由の喪失)

・第14条1「裁判所の前に平等の権利」

・第16条「法律の前に人として認められる権利」

(・第17条「私生活について不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない権利」)

(・第18条「思想の自由権」)

(・第19条3(a)「他の者の権利の尊重」 彼らの「表現の自由権」の濫用による)

・第26条「法律の前に平等の権利」

国連の作為義務(規定)

★国際連合広報センターのホームページ・主な活動・不服申立手続より

人権侵害に関する不服申立手続

complaint_procedure 世界各地で起こる大規模な人権侵害、あるいは、一人ひとりの人権の侵害について、人権理事会や人権諸条約のもとで、通報のしくみがつくられています。

重大で一貫した人権侵害のパターンを通報する 一人権理事会

国連人権理事会のもと、個人や市民組織が大規模な人権侵害を通報できるしくみがつくられています。世界のあらゆる状況下で起こる人権と基本的自由の侵害のなかでも、重大で、信頼できるレベルで立証された、一貫した侵害のパターンに関する申立が可能です。(2007年6月18日の人権理事会決議5/1)

・人権理事会決議5/1の第86項は、手続が、被害者志向であることを強調しています。また、同決議の第106項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を確実に受けることを規定しています。

※国連への電話照会について

人権理事会としての電話番号は公開していないこと、紹介された電話番号はOHCHRのものであり、この組

織は人権理事会の下部組織であり選択議定書の批准国を対象とした通報窓口であること、私としては既に手を尽くしていること、恣意的に無視しているのは明らかであり電話でも不当な対応をする可能性が高いことなどの理由から、私が電話しても無駄だと思います。

日本の作為義務(規定)

★日本国憲法

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

〇2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

★条約法に関するウィーン条約

【署名】一九六九年五月二三日（ウィーン） 【署名】一九八〇年一月二七日

【法令番号】一九八一年七月二十日条約第十六号

【施行年月日】一九八一年八月一日外務省告示第二百八十二号

第三部 条約の遵守、適用及び解釈

第一節 条約の遵守

第二十六条（「合意は守られなければならない」） 効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。

第二十七条（国内法と条約の遵守） 当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。この規則は、第四十六条の規定の適用を妨げるものではない。

★法務省のホームページ

訟務制度は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号）により創設され、同法は、その後、昭和27年に法務総裁が法務大臣に改められるなどの組織改正が行われたことに伴い、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和27年法律268号。）に改められました。これにより、国を当事者とする訴訟については、法務大臣が国を代表することになりました（同法1条。例えば、「国」を被告として訴えを提起するときは、訴状の被告の表示は「被告国 代表者法務大臣〇〇〇〇（氏名）」となります。）。

この規定から類推すれば、日本国民への人権侵害について国際機関に抗議し、条約の遵守と履行を求めるという作為義務(国家責任)も法務大臣にあると推定されます。

2007年6月18日の人権理事会決議5/11は、れっきとした条約であり、それに基く通報に対しては「各段階で申出人に通知する」と書いてあります。

少なくとも、国としてはまず、「通報の受取段階での申出人への通知は国連の規定上必須か否か」を国連に確認する必要があります。

「必須ではない」というのであれば「日本国民への差別の疑いがあるので、過去に申出人に通知しなかった全事例の履歴を開示願いたい」と要求すべきです。

この際ですからついでに「取扱が不透明だとの批判意見があるので、各段階の定義を公開してほしい」と要求すべきです。

また、日本は国連への通報の当事国ですから、隠蔽の疑いをかけられぬ為にも対応が必要です。

包囲網による妨害工作に遭った可能性(甲4他)

20180710 13:16 当初この通報用に予定していたメールアドレス yutakaimai@e-mail.jp が不審な送信不能メッセージが出て使用不能となり、急遽 donkeyson14@gmail.com から送りました。

なお、配信不能という事態は三年間でこれが初めてであり、フルネーム入りのアドレスが突如使えなくなったことはたいへんなデメリットでした。

e-mail.jp には 20180711 付郵便で、また 20180730 15:28 には e-mail で、この使用不能の事態について抗議し、「回答しなければ告訴する」と通告しているにもかかわらず無視しております。

メッセージの文言から見て自己署名機能の問題と思われるのですが、有料のメールボックスが契約者からの抗議を完全に無視するというのは極めて恣意的で不審であり、私に技術的示唆を与えないことによる時間稼ぎの意図を示唆しております。

ことほどさように、国連には一切届いていない可能性、つまり e-mail は google が、EMS 郵便は日本郵便が、FAX は NTTdocomo が、連携して妨害した可能性も私の場合はゼロとは言えません。

法務省の違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

申出により、告発したのに妨害されました。

高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反であり、同時に信義則違反です。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告訴人らの加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は見当たりません。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

国が国民を見殺しにしたことにより私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない不当な対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的事実経過

①20180710 13:16 当初予定していた yutakaimai@e-mail.jp が不審な送信不能メッセージが出て使用不能となった(甲 4)

②20180710 17:55 国連への導通確認 e-mail(甲 2) From: donkeyson14@gmail.com To: CP@ohchr.org

③20180710 18:48 通報 e-mail(甲 2) From: donkeyson14@gmail.com To: CP@ohchr.org

④20180711 11:00 頃 沼田郵便局より国連への通報 EMS 郵便を出す EF 850 781 156 JP(甲 3)

⑤20180711 付郵便にて e-mail.jp へ抗議する(甲 4)

⑥20180716 13:53 通報の EMS 郵便が配達済となる(甲 3)

- ⑦20180722 09:59 国連への到着確認の e-mail を出す(甲 5)
- ⑧20180730 15:28 e-mail.jp へ e-mail にて抗議する(甲 4)
- ⑨20180803 10:04 私の自宅から国連広報センター・岡野さんに電話するも「取次ぎはしておりません」と断られる(甲 6)
- ⑩20180817 頃 国連へ到着確認の fax する(甲 7) From: +81 278 72 5353 To: (+41 22) 917 90 11
一回目:20180816 19:45:41 二回目:20180817 11:29:46
- ⑪201808 下旬 私の自宅から法務省に電話するも人権擁護局・被疑者不詳 2 に外務省に誘導される
- ⑫20180905 11:13 私の自宅から外務省・片山氏に電話する(甲 8) 「日本としての対応を決定するのは外務省ではない」
- ⑬20180906 11:04 私の自宅からの通話で法務省広報室・被疑者不詳 1 に不当な対応をされる(甲 9)
- ⑭20180906 11:10 私の自宅からの通話で法務省人権擁護局・被疑者不詳 2 に不当な対応をされる(甲 10)
- ⑮20180906 11:20 私の自宅から国連広報センターに電話し内部牽制を要請するも、取次ぎはしないと断られる(甲 11)

証拠方法 証拠説明書Nに記載の全て

附属書類 証拠説明書Nのうち、甲 2～5、甲 7 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Nを含め、これらの副本一式

以上

訴状N補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為の内容を明確化すべく本書を提出します。

虚偽や受付拒否は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です
通報や申出も手続の一種と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。

なお、自治の権利(自由権規約1条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

不当な対応(威力)の種類

I 無視

返事無や飛躍など形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれでも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約1条)や人間として認められる権利(憲法13条)の侵害であり信義則違反です。

II 無根

合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。
訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠にはなりません。

III 抗議の無視

つまり指摘されてもなおも無視するということですから、100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

IV 職責放棄 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

V ゾンビ化(I無視 II無根 III抗議の無視 IV職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張内容を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、抗議しても無視して、延々と同じ発言を繰り返します。

つまり実質的な会話の放棄であり、信義則違反の重複であり連鎖です。

このようにゾンビ化とは白痴化対応の一類型であり本質的には無視であり、非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

★共通の論理の不当性

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたことは提出書類や発言から明らかです。

発言類型1 「捜査機関の判断には介入できない」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の真偽を確定できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程 2 条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

発言類型 2 「警察が判断したのだから違法性は無い」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので無根です。

ですから、否定する合理的根拠を示さず、かつ何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも無根であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には強制捜査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われるが、当然に誰でも承知していることで意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの事件性の判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したのですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよな?」 無視 無根 無意味 威力

それはお互い様なので、取えて言う意味がありません。これは模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っています。

発言類型 5 「それは(加害者)に言ってください」 無視 飛躍 職責放棄 無意味 威力

襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、イシマキ以外の全員が言っています。

発言類型 6 「それはうちでできる話ではない」 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 3 と同趣旨と思われるが、人権擁護機関に申出している手続目的を無視しています。

発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 無視 無根 職責放棄 威力

それまでの個別の事件性の説明に対して、何ら否定する合理的根拠を示していない(彼らの反論は全て無根です)のに、最後には必ず、このような発言(結論)に至ります。

発言類型 8 「だから、何をもって?」 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

個別不法行為(実行行為)

まず私の訴えの内容ですが、人権理事会決議 5/1 はれつきとした条約であり、それに基づいて通報したのに、公開された三ルート全てにおいて無視されていることは国連による条約違反であり差別であり人権侵害なので、また私としてはこれ以上なず術が無いので、国として国連に抗議してほしいと法務省の二人に要請しました。

これに対し、二人はいずれも法務省の作為義務を認めず、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、いずれも説明の途中で一方的に通話を断ちました。

これらは、露骨な受付拒否であり、いずれも著しい信義則違反であり、自決権の侵害に基く、適正

な手続を受ける権利の侵害です。

したがって正当業務行為ではなく職務上の故意または過失として不法行為に当たります。

1 20180906 11:04(甲9) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から法務省(東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号)への通話において被疑者不詳1は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の手続を不当に妨害しました。

(説明)既述の観点に加え、甲9の反訳書より引用

反P1中(私)「用件というか、あの、ええ、通報を無視されているものですから、」(被疑者不詳1)
「あの、通報の無視の関係については、もう、こちらでは、何か対処できる内容ではないので、」(説明)発言類型6 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力 反P1下(私)「あの、国民の権利が侵害されてるんで、それを、国として、抗議していただきたいんですが」反P1下(被疑者不詳1)「国連の人権理事会のことについては、こちらでは何か申し上げる立場にございませんので」(説明)発言類型6 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力 (私)「国として」反P1下(被疑者不詳1)「国連のほうにお問い合わせください」(説明)発言類型5 職責放棄 無視 無根 無意味 威力
反P1下(私)「いやいや、国として、抗議してくださいと言ってるんですが?」反P2上(被疑者不詳1)「それではご意見として承りましたので」(説明) 無視 無根 職責放棄 (私)「意見ではないでしょう? 適正な手続きを受ける権利として、の行使として、お願いしてるんですが。貴方様のお名前をおっしゃってください」反P2上(被疑者不詳1)「人権理事会の内容については、国連のほうにお問い合わせください。国としてきちんと言うべきだという内容に関しては、ご意見として承りましたので。失礼いたします」(説明) 無視 無根 職責放棄 一方的に電話を切られました (私)「いや、まだ何も言ってませんよ」

2 20180906 11:10(甲10) 私の自宅から法務省人権擁護局への通話において被疑者不詳2は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の手続を不当に妨害しました。

(説明)既述の観点に加え、甲10の反訳書より引用

反P1下(私)「で、これはあの、条約違反による、あの、人権の侵害だと思うので、もしもし、」(被疑者不詳2)「はい、」(私)「はい、あの、国として、抗議していただきたいんですけども」(被疑者不詳2)「国連が通報内容について、何もしないということですか?」(私)「ええ、まず、あの、反応が無い、というのが異常だと思うんですよ。三通りの、あの、アクセス方法が書いてあるので、全部した、やったんですけども、全く反応が無いんです」
反P1下(被疑者不詳2)「あの、ちょっと、いずれにしてもですね、あの、当局から直接、国連に対して何か申し入れをするということはしておりませんので、」(説明) 無視 無根 職責放棄
反P2上(被疑者不詳2)「えと、国を代表するのが法務省というのも、ちょっとわからないんですが」(説明) 無視 無根 職責放棄 反P2中(被疑者不詳2)「国連が通報について何もしないということであれば、その国連に直接言っていただくのがいいのかなと思うんですけども、」(説明) 発言類型5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 (私)「ええ、国連の広報センターに連絡取ったら、」(被疑者不詳2)「はい、」(私)「うちは取次ぎはしてませんと」(被疑者不詳2)「はい、」(私)「と

いうことは、三つのアクセス方法を試したんですが、全部、あの、不通というか、無視されてますんで、」

反 P2 下(被疑者不詳 2)「で、あれば、こちらから何かできることは無いかと思いますので、」(説明) 無視 無根 職責放棄 (私)「先ほど申し上げたように、国民の権利が侵害されてますんで、国として抗議願いたい、ということなんです。 条約違反を抗議してください」(被疑者不詳 2)「国連が条約違反をしているという話ですか?」(私)「先ほどから申し上げてる通り、そういう意味ですよ」

反 P3 上(被疑者不詳 2)「で、その、通報したけれども、何も反応が無いということでしょうか?」(私)「はい、」 反 P3 上(被疑者不詳 2)「まあ、それについてはちょっと、国連に聞いていただかないと、こちらからは何もできませんので」(説明) 発言類型 5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力

反 P3 中(私)「それじゃ、話んなんないでしょ? 名前は明かさない、取次がない、受けない、では。話んなんないですよ。そういうお答えでいいんですか? もちろん録音させていただいておりますが」(被疑者不詳 2)「あ、録音されてるんでしたら許可してませんので切らせていただきます」(説明) 無視 無根 職責放棄 一方的に電話を切られました

以上

N準備書面(1)

本書は、被告の令和2年1月17日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

第1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。

言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

私が訴えたのは、不作為による手続妨害ですが、その手続とは、国連人権理事会による通報の無視という、条約違反による人権侵犯に対する、被害者の当時国としての救済措置であり、国連への働き掛けは、その救済措置の例示に過ぎません。

ですから、いずれにせよ、請求の根本原因である、国の作為義務は免れませんし、被害も解消しませんから、自決権と適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)の侵害です。

第2 故意または過失であり、公務員職権濫用罪です

後述の通り、いずれも私の申出を不当に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。

これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲12号書証)。

また、当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

第3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。

なお、通報内容の脅迫殺人(A)事件や猟銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

第4 理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、職責と状況に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

またこれは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

第5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

私の訴えから、人権侵犯被害が職権探知できたはずなのに、必要な対応を怠り、被害を継続させました。

第6 国の憲法遵守義務を無視したことは虚偽であり、著しい信義則違反です

国の作為義務とは、一つには、以下の憲法遵守義務です。

日本国憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第7 法務省の過失または過失です

第一に、必要な手続案内を怠ったこと

子供の使いではないのだから、「うちではない」ではなく、「では、どこなのか?」を示さなければ、用が足りませんから、たとえ、条約遵守管理者が、内閣(日本国憲法第73条第1項第3号)だったとしても、それを私に告知しなければ、手続目的を果たせません(妨害)。
然るに、法務省に作為義務が無いことの根拠を示さず、また、当り前の手続案内をしなかったことは、著しい信義則違反であり、国家公務員法違反ですが、それよりも重要なのは、私に一切の示唆を与えまいとする、妨害ないし隠蔽の意図が、極めて強く疑われることです。

第二に、人権擁護機関としての対応を怠ったこと

国連人権理事会による通報の無視が、まさに人権侵犯であることは、条約違反以前に自明ですから、人権擁護局を抱える法務省が無関係でいられるはずがありません。

人権侵犯事件である以上は、たとえもし仮に、法務省が国連に直接働き掛ける立場にないとしても、その立場に在る機関に引き継がなければ、原因が解消しないことは自明です。

ですから、被疑者不詳1は、まず人権擁護局に引き継ぐべきでしたし、被疑者不詳2は、人権擁護局内で救済措置(要請か通告か告発)を決定した上で、法務大臣経由で、然るべき機関に引き継ぐべきだったと思います。

第8 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

以下の通り、法務省職員ないし被告らは、虚偽の理由や詭弁や欺罔を多用して、その抗議も無視して、私の人権侵犯被害の申出を、不当に受付拒否しました。

言い換えると、訴えた侵犯被害を否定する合理的根拠を、常に示しておりません。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、たとえ違法性無と判断したとしても、可能性自体は排除できませんから、否定する合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

これらの対応は、著しい信義則(民法1条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、その職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その不当性が著しい為に、全体の態様に因る程度問題として手続妨害であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

不法行為の基礎事実

1 20180906 11:04(甲9号反約書) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から法務省(東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号)への通話において被疑者不詳1は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の申出を不当に妨害しました。

2 20180906 11:10(甲10号反約書) 私の自宅から法務省人権擁護局への通話において被疑者不詳2は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の申出を不当に妨害しました。

(今回追加)

3 被告指定代理人の平田圭寿ほか7名は、前橋地裁 平成30年(ワ)第399号 慰謝料請求事件の令和2年1月17日付け準備書面(1)において、当該訴訟の私の訴えから、国連人権理事会による私の通報の無視による条約違反や人権侵犯が、当り前に感知される状況に在りながら、被害者の当時国として必要な救済措置を、根拠無く怠り、国の憲法遵守義務を無視した答弁を行い、私の申出を不当に妨害しました。

第9 **日本国憲法第98条第2項の「条約及び確立された国際法規」です**

2007年6月18日の人権理事会決議5/1は、れっきとした条約です。

第86項は、手続が、被害者志向であることを強調しており、また、第106項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を 確実に受けることを規定しています。ですから、通報から一年半を経過した現在、国連の通報無視は、益々確定的です。

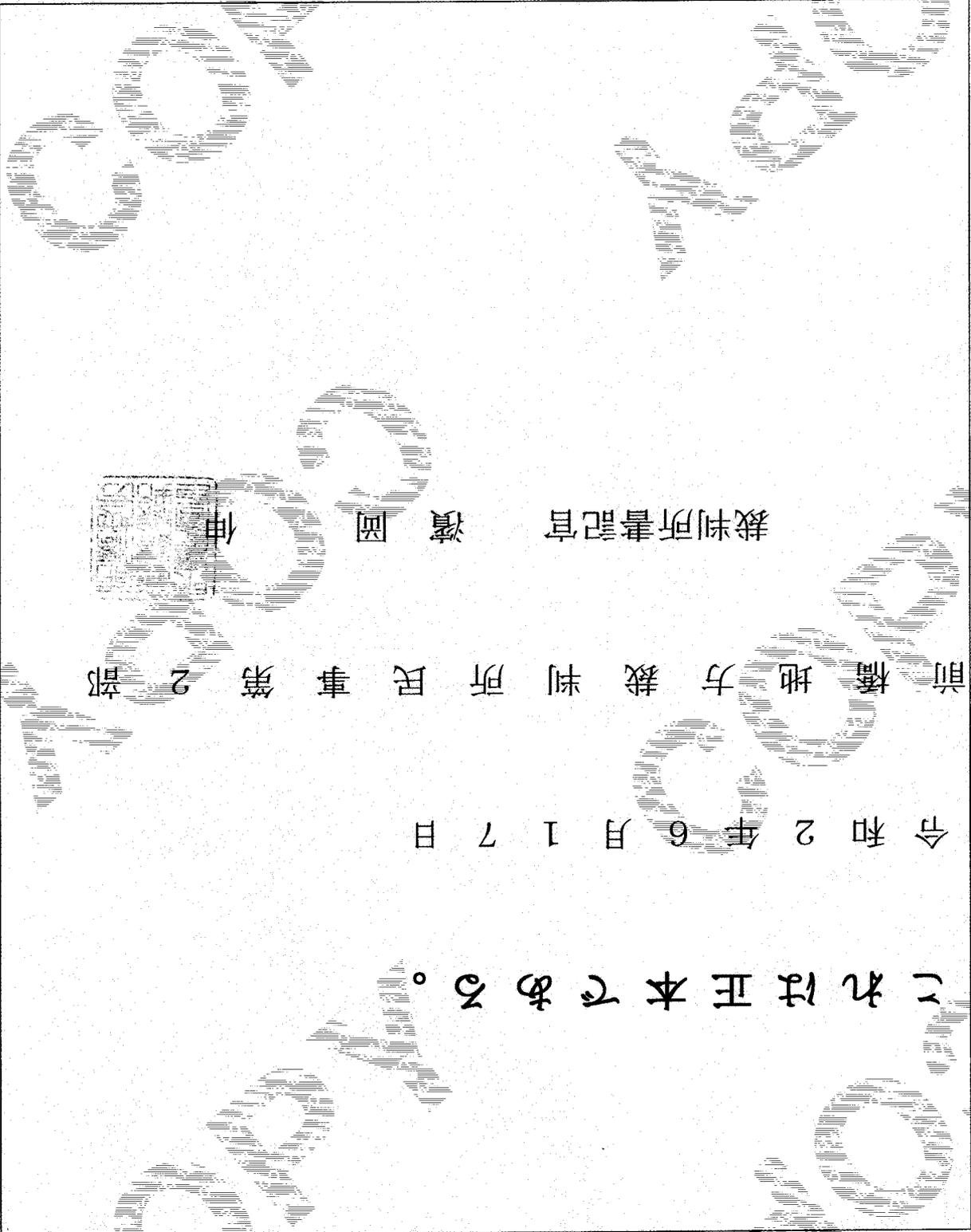
第10 **全ての国際約束は遵守する必要があります**

日本国憲法第98条 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。 (これは日本が締結した全ての国際約束を指します)

第11 **当り前の事案解明を、裁判所に要請します**

被告が因縁付けにより、認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。これらは全て、既提出の書面上で確認できます。

以上



裁判所書記官

濱岡

伸

前橋地方裁判所民事第2部

令和2年6月17日

これは正本である。